



宮 崎 県 公 報

令和4年9月26日(月曜日) 第343号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定……………(自然環境課) 1	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(2件)……………(“) 1	
○道路の占用を制限する区域の指定(2件)……………(“) 2	

公 告

○公共測量の実施の通知(3件)……………(管理課) 2
○入札公告……………3
海区漁業調整委員会指示
○漁業法に基づく指示……………4
内水面漁場管理委員会指示
○漁業法に基づく指示……………4

告 示

宮崎県告示第 633号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字小原井4145-2、4154-6
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 634号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年9月26日から同年10月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	265号	小林市須木中原柚園国	旧	15.0~20.2	57.8

			有林2131ほ 林小班から 同市須木中 原柚園国有 林2131ほ林 小班まで	新	15.7~ 29.4	57.8
--	--	--	---	---	---------------	------

宮崎県告示第 635号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年9月26日から同年10月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	265号	小林市須木中原柚園国有林2075へ	旧	5.9~21.7	205.8
			林小班から同市須木中原柚園国有林2074よ	新	10.0~30.2	205.8
			林小班まで			

宮崎県告示第 636号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年9月26日から同年10月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	小林市須木 中原柚園国 有林2131ほ 林小班から 同市須木中 原柚園国有 林2131ほ林 小班まで	令和4年9月26日

宮崎県告示第 637号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年9月26日から同年10月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	小林市須木 中原柚園国 有林2075へ 林小班から 同市須木中 原柚園国有 林2074よ林 小班まで	令和4年9月26日

宮崎県告示第 638号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年9月26日から同年10月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	小林市須木中原柚園国有林2131ほ林小班から同市須木中原柚園国有林2131ほ林小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年10月11日

宮崎県告示第 639号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年9月26日から同年10月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	小林市須木中原柚園国有林2075へ林小班から同市須木中原柚園国有林2074よ林小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年10月11日

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県小林市北西方

3 作業期間

令和4年9月9日から令和5年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県小林市東方

3 作業期間

令和4年9月9日から令和5年3月31日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(路線測量)

2 作業地域

宮崎県小林市東方

3 作業期間

令和4年9月12日から令和5年3月31日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年9月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 自動車保有OSSシステム用機器の賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 自動車保有OSSシステム用機器 一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和5年2月1日から令和10年1月31日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部交通規制課 宮崎市旭1丁目8番28号
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置

、設定できると認められる者であること。

- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書(別記様式1)を令和4年11月7日(月)午後5時までに下記12の場所に提出しなければならない。

提出方法については、持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)により提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)すること。

また、納入する物品が仕様を満たしているか、機器等確認表(別添1)に必要な書類を添付して令和4年10月26日(水)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)に要求所属へ提出し、審査を受けること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を入札の前日までに提出すること。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 期間 令和4年9月26日(月)から令和4年11月8日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和4年9月26日(月)から令和4年10月26日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで) ※送付により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階聴聞室 宮崎市旭1丁目8番28号

- (2) 期限 令和4年11月9日（水）午前11時 ※送付の場合は、令和4年11月8日（火）午後5時まで以下記12に記載の担当者必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）
- 8 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県警察本部1階聴聞室
 - (2) 日時 令和4年11月9日（水）午前11時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Car ownership one-stop service system equipment, 1 set
 - (2) Time limit for tender 11:00 a.m. 9 November, 2022 (tender submitted by post 5:00 p.m. 8 November, 2022)
 - (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 135号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、延縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。

令和4年9月26日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田 照豊

（届出）

- 1 宮崎県沖合水深 100～200mでアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業（以下「あまだい延縄漁業」という。）を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。

（遵守事項）

- 2 あまだい延縄漁業の届出を行う者は、下表のとおり、操業を行うおとする海域ごとに策定される、あまだい延縄漁業の地区資源管理計画に参加しなければならない。

操業海域	地区資源管理計画
延岡市～日向市の沖合	宮崎北部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
都農町～宮崎市の沖合	宮崎中部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
日南市～串間市の沖合	宮崎南部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画

（漁獲量の上限）

- 3 あまだい延縄漁業で令和4年漁期（令和4年10月から令和5年9月まで）に採捕できるアマダイ類の漁獲量の上限は、以下のとおりとする。

漁期	地区毎の漁獲量の上限（属人漁獲量）			県留保量	合計
	県北部 （延岡市～日向市管内の漁業協同組合）	県中部 （都農町～宮崎市管内の漁業協同組合）	県南部 （日南市～串間市管内の漁業協同組合）		
令和4年	0.4トン	4.2トン	11.5トン	0.5トン	16.6トン

（漁獲成績報告書）

- 4 届出を行った者は、漁獲成績報告書を委員会が別に定める方法により、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。

（採捕抑制の要請）

- 5 委員会は、3に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、別に定める方法により、アマダイ類の採捕の抑制を求めることができるものとする。

- 6 あまだい延縄漁業の届出を行った者は、委員会が5によりアマダイ類の採捕抑制を求めた場合、その要請に従わなければならない。

（指示の有効期間）

- 7 この指示の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 163号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和4年9月26日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代 一洋

（定義）

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類（あゆを含む。）の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚（以下「落簀」という。）とにより構成されるものをいう。

（漁場及び統数制限）

2 内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業（以下「あゆやな漁業」という。）を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で1統とする。

ア 延岡市大貫町 大貫地先

（行使内容の事前届出）

3 漁業権者は、操業開始日の5日前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に届出なければならない。

（操業期間）

4 あゆやな漁業の操業期間は、令和4年10月1日から令和4年12月4日までの間の延べ45日以内とする。

（採捕管理義務）

5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を確認し、採捕があった場合は、採捕があった日の翌日までに採捕実績を委員会に報告しなければならない。なお、採捕がない場合であっても、少なくとも10日ごとに確認状況を報告しなければならない。また、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績をとりまとめ、委員会に報告しなければならない。

（増殖義務）

6 漁業権者は、1統あたり 1,000kg（500kgは必須、残りは努力義務）のあゆを放流しなければならない。

なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから10グラムとする。

7 漁業権者は、令和5年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

（指示の有効期間）

8 この指示の有効期間は、令和4年9月26日から令和5年6月30日までとする。

--	--